

相続法改正と相続税法の交錯に関する研究

餅川正雄*

概要

本研究の目的は、2018年の民法（相続編）の改正内容について、相続実務の視点から考察し、相続法の改正が相続税法との関連において、どのような影響があるのかを検討したものである。第一に、戦後の「配偶者保護」に向けた法改正の動向を整理する。第二に、相続法の改正は、どのような経緯で行われたのか、その流れを概観する。その上で、配偶者の長期居住権の創設や預貯金の仮払い制度の創設、自筆証書遺言の方式緩和など、次の8つの改正項目を個別に検討する。

1	配偶者の長期居住権の創設
2	配偶者の短期居住権の創設
3	高齢配偶者の生活の安定確保
4	預貯金の仮払い制度の創設
5	自筆証書遺言の方式緩和
6	自筆証書遺言の保管制度の創設
7	遺留分制度に関する見直し
8	特別寄与料制度の創設

キーワード：配偶者居住権、持ち戻し免除、遺留分減殺請求、特別寄与料

目次

1. はじめに	4.1.1 配偶者長期居住権が認められる要件
1.1 相続法の基本理念	4.1.2 「配偶者長期居住権」が創設された理由
1.2 問題意識	4.1.3 配偶者長期居住権の効果
1.3 研究方法	4.1.4 相続実務上の問題
2. 相続法改正の背景	4.2 相続法改正と相続税法との関係
2.1 最高裁判所の2013（平成25）年9月4日決定	4.2.1 小規模宅地等の特例
2.2 戦後の「配偶者保護」に向けた法改正の動向	4.2.2 二次相続の問題
2.3 金融機関からの要請	4.2.3 相続のシミュレーション
3. 相続法改正の経緯と主な改正内容	4.3 配偶者居住権（短期）の創設
3.1 相続法改正の経緯	4.4 「持ち戻し免除」の意思表示があったとする推定規定
3.2 相続法改正の主な内容	4.5 遺産分割前の預貯金を仮払いする制度
3.3 改正された相続法の施行期日	4.5.1 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策
4. 相続法の改正内容についての考察	4.5.2 家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払戻しを認める方策
4.1 配偶者居住権（長期）の創設	4.6 自筆証書遺言の方式緩和

* 広島経済大学経済学部教授

- 4.7 自筆証書遺言の保管制度の新設
 - 4.7.1 法務局への遺言書の保管申請
 - 4.7.2 法務局での遺言書保管と情報管理
 - 4.7.3 遺言者による遺言書の閲覧と撤回
 - 4.7.4 相続発生後の保管有無の照会と証明書の請求
- 4.8 遺留分減殺請求権の法的性質の変更
- 4.9 相続人以外の者の特別寄与料制度の創設
- 5. おわりに

1. はじめに

1.1 相続法の基本理念

相続法の理念は、「被相続人の最終意思を最大限尊重すること」と「共同相続人間の公平を図ること」の二つである。被相続人の最終意思を最大限に尊重するために、遺言相続制度が設けられており、相続人間の公平を図るために法定相続分制度が存在する。この二つの理念が衝突する場面では、被相続人の最終意思が優先されることになる。その証拠に、法定相続分や遺留分を侵害する遺言も有効ということになっている。

1.2 問題意識

相続法の二つの基本理念を前提にした場合に、何が問題になるのだろうか。配偶者の保護の観点から希薄になっているという問題がある。子と配偶者（＝妻）が相続人になる場合、法定相続分は、子が二分の一、配偶者が二分の一となっている。土地と建物が遺産の大部分である場合には、残された配偶者が土地と建物を相続すると、僅かな預金しか相続できないという問題がある。具体的には高齢の配偶者（妻）の生活をどのように維持させるのかということである。解決方法の一つとして、配偶者の法定相続分を引き上げて、例えば、子と共に相続する場合の割合を、二分の一から三分の二に増やすという選択肢がある。法制審議会でも、その方向で検討が進められていた訳であるが、public com-

mentの中で、反対意見が多く出された結果を受けて、再度審議されて取り下げられ、現行どおり二分の一を維持することになった。すでに配偶者別格の原則によって、配偶者は常に法定相続人であり、相続割合も多くなっていると言える。生前贈与や遺言によって配偶者の相続割合を増やすという選択肢もある。しかし、そこには寄与分制度や遺留分制度、特別受益の持ち戻し制度の the trilemma（＝トリレンマ）という関係があり、その関係は複雑なものとなっている。

1.3 研究方法

本論は、2018年の相続法の改正項目とその内容について、法制審議会の審議結果を考察するものである。相続法の改正についての審議経過は、法制審議会の相続関係部会における会議録が法務省のホームページで公開されているので、それを閲覧することとした。

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律及び法務局における遺言書の保管等に関する法律が2018（平成30）年7月6日に成立した。本研究では、最初に相続法改正の背景と経緯を検討する。その次に、改正の概要と施行日を整理する。その上で、8つの改正項目について個別に考察し、筆者の見解を論述する。

2. 相続法改正の背景

2.1 最高裁判所の2013（平成25）年9月4日決定

最初に今回の相続法の改正の契機について、整理しておきたい。相続法改正の背景には、「高齢化の進展等の社会情勢の変化」がある。改正の契機となった動機は、どこにあるのかを考察しておきたい。改正の契機は、「非嫡出子の法定相続分」を定めていた民法第900条第4号ただし書前段が、憲法第14条第1項に違反すると判断した最高裁判所の2013（平成25）年9月4

日決定（民集67巻6号1320頁）であると言えるのではないだろうか。その証拠として、この最高裁の決定を受けて、2013年12月5日に、憲法違反とされた民法の規定は削除された。その一方で、法務省内に相続法制等のあり方を検討する「ワーキングチーム」が設置され、そこでは配偶者の相続上の地位の強化が主たる検討課題になった。なぜ、非嫡出子の相続分を差別していた規定の削除で終わらないで、配偶者の相続上の地位強化のため法改正の準備に向かったのかという疑問がある。因みに、2013（平成25）年以前までは、最高裁判所は、非嫡出子の法定相続分の定めていた民法第900条第4号ただし書前段は、「憲法違反ではない」と判断していた。その理由は、次のようなものであった。

民法第900条第4号ただし書の立法趣旨は、法律上の配偶者との間に生まれた嫡出子の立場を尊重するとともに、被相続人の子である非嫡出子の立場にも配慮して、一定の法定相続分を認めることで、非嫡出子を保護し、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものである。そして、我が国の民法は法律婚主義を採用していることから、上記の立法理由も合理的な根拠があり、法定相続分の区別も不合理なものではないと考えられていた。

しかし、上記の2013年に最高裁判所は、民法第900条第4号ただし書の立法理由である「法律婚の尊重」などの合理性について言及することなく、「違憲である」と判断した。この最高裁判所の判断を、法律婚の尊重の危機・否定であると捉え、これに対応するために、法律婚の尊重や配偶者を保護するために相続法の規定を修正したいと考える勢力から影響を受けて、相続法改正に向けての準備が開始された訳である。

そのため、相続法改正法案が扱う「配偶者」は、法律上の配偶者を指し、内縁や同性のカップルなどは対象外とされることになる。法律婚の尊重・優遇が相続法改正の経緯のベースに

なっていることから考えれば、当然の帰結であると言える。

2.2 戦後の「配偶者保護」に向けた法改正の動向

今回の相続法改正以前の戦後の「配偶者保護」に向けた法改正の歴史を紐解くと、次のとおりである。まず、第二次大戦後、1947（昭和22）年の法改正によって、「家督相続制度を廃止」して、「配偶者相続権を確立」した。それから33年が経過して、1980（昭和55）年の法改正によって、配偶者の法定相続分が子とともに相続する場合に、三分の一から二分の一に引き上げられた。なお、この改正作業において、すでに配偶者の居住権を保護することが検討されたが、法改正までには至らなかった。要するに、配偶者の居住権保護の最初の挑戦は、失敗に終わったということである。

その後、1996年に、法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申ししていたが、この法案は国会に提出されなかった。この法律案の作成作業においても、相続における配偶者の居住権を保護することが検討されたが、ここでも法案には取り入れることはできなかった。そのため、配偶者居住権保護の二度目の挑戦も、失敗に終わっている。そして、2018（平成30）年に、三度目の正直として今回の民法相続法改正によって配偶者の居住権保護が、定められることになった訳である。このように、配偶者を保護することの具体化として、「配偶者の居住権を保護する」法改正を行うことは、民法研究者らが以前から願っていたという背景があると言えるのではないだろうか。

2.3 金融機関からの要請

銀行などの金融機関にとっても問題があった。それは、相続財産である預貯金債権の対応として、故人の預金口座は遺産分割協議が終了する

までは二重払いを回避するために凍結していたからである。口座の凍結は、相続人の生活に直接影響があるため、金融機関の窓口ではこれまでも問題となっていたということがある。このような相続法のユーザーである金融機関等からも、今回の相続法改正に対して、色々な提案や意見が述べられていた。そして、銀行関係者からの提案等の動きが、預貯金の仮払い制度など

に影響を与えたというのも事実である。

3. 相続法改正の経緯と主な改正内容

3.1 相続法改正の経緯

ここでは、相続法の改正は、どのような経緯で行われたのか、その流れを表1によって整理しておく。

最高裁判所大法廷の平成25年9月4日決定は、

表1 相続法改正の経緯

2013.9.4	最高裁判所・大法廷における違憲判決 民法900条4号ただし書の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分は憲法違反とされた
2013.12.5	民法の一部を改正する法律成立 民法第900条4号ただし書前半部分（非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とする部分）を削除
2015.1.28	相続法制検討ワーキングチーム『報告書』公表
2015.2.24	法制審議会総会第174回会議 民法（相続関係）の改正について（諮問第100号） 「高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい」
2015.4.21	■法制審議会 民法（相続関係）部会（部会長：大村敦志東京大学教授） 2015年4月21日以降、下記のとおり3年間で26回の審議会を開催している http://www.moj.go.jp/shingil/housei02_00294.html 第26回会議（2018年1月16日開催） 第25回会議（2017年12月19日開催） 第24回会議（2017年10月17日開催） 第23回会議（2017年7月18日開催） 第22回会議（2017年6月20日開催） 第21回会議（2017年5月23日開催） 第20回会議（2017年4月25日開催） 第19回会議（2017年3月28日開催） 第18回会議（2017年2月28日開催） 第17回会議（2017年1月24日開催） 第16回会議（2017年12月20日開催） 第15回会議（2016年11月22日開催） 第14回会議（2016年10月18日開催） 第13回会議（2016年6月21日開催） 第12回会議（2016年5月17日開催） 第11回会議（2016年4月12日開催） 第10回会議（2016年2月16日開催） 第9回会議（2016年1月19日開催） 第8回会議（2015年12月15日開催） 第7回会議（2015年11月17日開催） 第6回会議（2015年10月20日開催） 第5回会議（2015年9月8日開催） 第4回会議（2015年7月14日開催） 第3回会議（2015年6月16日開催） 第2回会議（2015年5月19日開催） 第1回会議（2015年4月21日開催）
2015.6.21	「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」取りまとめ
2016.12.19	最高裁判所・大法廷決定 2016.12.19民集70.8.2121 共同相続された普通預金債権、通常貯金債権および定期貯金債権は、いずれも相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることなく、遺産分割の対象となる
2017.7.18	「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）」取りまとめ
2018.2.16	法制審議会総会において、民法（相続関係）等の改正に関する要綱が採択される
2018.7.6	民法および家事事件手続法の一部を改正する法律案 国会で成立・公布 (2018年7月13日法律第72号)
施行日	原則：2019年7月1日（自筆証書遺言の要件の緩和は2019年1月13日、配偶者居住権・配偶者短期居住権は2020年4月1日、遺言書保管制度は2020年7月10日）

*筆者作成

どのようなものだったのかを整理しておきたい。まず、事案を簡単に纏めると次のような内容であった。

本件は、非嫡出子の法定相続分は嫡出子の2分の1とする民法の規定（民法900条4号ただし書の前段。以下、「本件規定」という。）の憲法適合性が争われた事案である。

平成13年7月に被相続人Aが死亡した。当時、相続人としては、Aの妻であるB、AとBの子であるX1、X2、AとBの子で亡Cの代襲相続人であるX3及びX4、並びにAとその内縁の妻Dの子であるY1及びY2がいた。

平成16年11月にBが死亡し、X1、X2、X3及びX4（以下、まとめて「Xら」という。）がBを相続した。その結果、Aの相続財産に関して各相続人の法定相続分は、X1とX2が各48分の14、X3とX4が各48分の7、Y1とY2（以下、まとめて「Yら」という。）が各48分の3になる。

その後、Xらは、Yらに対して、法定相続分に基づいて計算した具体的相続分での遺産分割を求めて、調停及びそれに引き続き審判を申し立てた。これに対して、Yらは、一貫して、本件規定は憲法14条1項に反し無効であると主張した。

（前略）

本件規定（民法900条4号ただし書き）の合理性に関連する以上のような種々の事柄の変遷等は、その中のいずれか一つを捉えて、本件規定による法定相続分の区別を不合理とすべき決定的な理由とし得るものではない。しかし、昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択しない修正する余地のない

事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものということができる。

以上を総合すれば、遅くともAの相続が開始した平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきである。

したがって、本件規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたものというべきである。

2015年1月28日の相続法制検討ワーキングチーム『報告書』公表について、整理しておく。この報告書は、最終的な見直しの形を示したものではないが、集中的に検討された結果が示されていた。具体的には、この報告書では、主として表2の①～④についての検討の結果が示されるとともに、その他の検討事項として⑤・⑥についても触れられていた。

表2 相続法制検討ワーキングチーム『報告書』の項目

①	配偶者の一方が死亡した場合に、相続人である他方の配偶者の居住権を法律上保護するための措置
②	配偶者の貢献に応じた遺産の分割等を実現するための措置
③	寄与分制度の見直し
④	遺留分制度の見直し
⑤	遺産分割において相続人以外の者の貢献を考慮する方策
⑥	遺産分割における可分債権の取扱いについて

*筆者作成

3.2 相続法改正の主な内容

今回の相続法に関する主な改正内容を示すと、次の表3ようになる。

1から3は、配偶者の法定相続分の引き上げができなかったため、配偶者保護の考え方によって「配偶者居住権」が創設されたものである。そして、4は相続実務において「故人の預貯金口座が凍結され」葬儀費用や当面の生活費

表3 2018（平成30）年の相続法の改正内容一覧

1	配偶者の長期居住権の創設 配偶者が死亡した場合に残された配偶者が希望した場合は、原則として死亡するまで居住し続けることができる配偶者居住権（長期）を創設
2	配偶者の短期居住権の創設 残された配偶者が遺産分割の終了時まで無償で居住し続けることができる配偶者居住権（短期）を創設
3	高齢配偶者の生活の安定確保 婚姻期間が20年以上の夫婦の一方が居住用不動産を遺贈または贈与した場合には、「持ち戻し免除」の意思表示があったとする推定規定
4	預貯金の仮払い制度の創設 遺産分割前の預貯金について、 <u>一定額につき審判を経ずに仮払いする制度</u> 、審判における保全処分の要件緩和（家事事件手続法第200条第3項）
5	自筆証書遺言の方式緩和 自筆証書遺言の一部（財産目録）を「 <u>自筆でなくてもよい</u> 」とする方式の緩和
6	自筆証書遺言の保管制度の創設 自筆証書遺言を <u>法務局において保管する制度</u> （法務局における遺言書の保管等に関する法律）
7	遺留分制度に関する見直し 遺留分減殺請求の効力等の見直し、遺留分の算定方法の見直し、遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し
8	特別寄与料制度の創設 相続人以外の者の特別の寄与

*改正法案を基にして筆者作成

の支払いに困るということが問題になっていた訳である。5と6は、遺言制度の普及を狙ったものと言える。遺言は、どのような方式で書いてもその効力は同じであるため、必ずしも公正証書遺言を残す必要はない。自筆証書遺言が最も書き易い訳であり、この方式の問題点である「全文自書が要求される」と「遺言書の保管場所の問題」を解決するための改正である。7は、遺留分制度の相続実務での見直しである。遺留分の計算方法をどのように行うのかという問題である。最後の8は、相続人以外の者、例えば息子の嫁の貢献（介護など）を評価するという

特別寄与料の新設である。

それぞれの内容の詳細についての考察は、後述する。

3.3 改正された相続法の施行期日

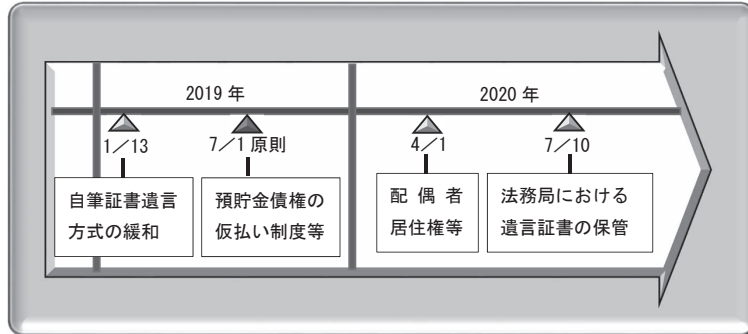
ここで、改正された相続法の施行期日について整理しておきたい。「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成30年政令第316号）によれば、表のとおりである。

以下のとおり、改正項目によって部分的に施行時期が段階的になっている。

表4 改正相続法の施行期日

①	改正相続法は、原則として、 <u>2019年7月1日</u> に施行
②	自筆証書遺言の方式緩和については、 <u>2019年1月13日</u> に施行
③	配偶者の居住権を保護するための方策については、 <u>2020年4月1日</u> に施行
④	公的機関（法務局）における自筆証書遺言の保管制度については、 <u>2020年7月10日</u> に施行

*筆者作成



*筆者作成

図1 改正相続法等の段階的な施行期日

表5 2019年7月1日に施行される項目

① 持戻し免除の意思表示の推定規定
② 預貯金債権の仮払い制度の創設
③ 遺産分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲
④ 遺言執行者の権限の明確化
⑤ 遺留分制度に関する見直し
⑥ 相続の効力等に関する見直し
⑦ 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

*筆者作成

4. 相続法の改正内容についての考察

以下、今回の主な改正内容を詳しく考察していくことにする。今回の大改正の大きなポイントの一つが、次の「残された高齢配偶者の権利の拡充」である。

4.1 配偶者居住権（長期）の創設

1. 配偶者が死亡した場合に残された配偶者が希望した場合は、原則として死亡するまで居住し続けることができる配偶者居住権（長期）（民法第1028条～第1036条）

長期居住権とは、配偶者が亡くなるまで、無償居住が認められる権利のことである。

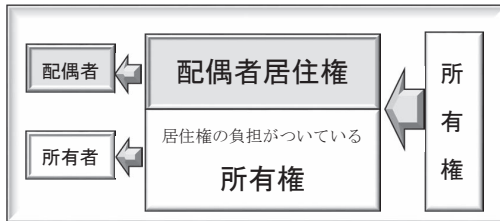
4.1.1 配偶者長期居住権が認められる要件
ただし、要件は、後述する短期居住権と異な

り、被相続人の生前からの居住により当然に認められるものではなく、①遺産分割により配偶者居住権を取得する、②遺言により配偶者居住権の遺贈を受ける、③被相続人と配偶者の間に死因贈与契約がなされる、以上①から③のいずれかの事情が必要である。被相続人から承認される（②・③のいずれか）か、相続人から承認される（①）か、遺産分割協議書、遺言、死因贈与契約書などの様式が必要となる。

一方、家庭裁判所が遺産分割審判において、配偶者長期居住権を認めることも改正法には盛り込まれた。要件としては、「配偶者が配偶者居住権を取得したい旨を申し出た場合に、居住建物の所有者が受ける不利益を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるとき」となっている。ただし、このような認定を家庭裁判所が積極的に行うのは極め

て稀なケースであると思えるかもしれない。しかし、配偶者にほとんど資力がなとか、高齢で障害や疾病を抱えているなどの事情は、昨今の高齢者には大抵あてはまるものである。

改正後、自宅の所有権について、図2のとおり「居住権」と「居住権の負担がついている所有権」とに分けて考える場面がでてくる。



*筆者作成

図2 相続法改正後の自宅の所有権

4.1.2 「配偶者長期居住権」が創設された理由

夫が死亡した際の遺された妻の取り分は、子がいる場合は遺産全体の2分の1と、民法で決められている。そのため、配偶者が残した相続財産が家と土地が中心であるケースでは、自宅を処分し売却金額の半分を受け取るという仕組みであった。それゆえに、今までの自宅に住めなくなる不条理があった。夫を失った高齢の妻が、住み慣れた家から引っ越しを余儀なくされるのは、法律に沿った措置とはいえ、決して好ましい制度とは言えない。

このような事態を回避するために、改正相続法では「配偶者居住権」が創設された訳である。これは、住宅の所有権と居住権を分離し、故人の配偶者が所有権を持たなくても自宅に住み続けることを保障する制度である。居住できる期間は、遺言や遺産分割協議をもとに決められることになる。この居住権の評価額は、配偶者の平均余命などを基に決められるが、高齢になるほど評価金額は低くなり、相続財産が多くなる仕組みになっている。

一つの家を所有権と居住権に分けて相続できるようになる訳であるが、「所有権」に比べると「居住権」の方が弱いという性質がある。そのため、居住権について「登記の手続き」をすることで、権利を確保する必要がある。この登記により、子などが所有権の一部は持っているため、所有権を他人に売却されることで、実際に住んでいる家から退去させられるという事態を防ぐことができる¹⁾。因みに、配偶者居住権というのは、フランス法を参考にして創設されたものである。

4.1.3 配偶者長期居住権の効果

ここでは、次の設例で検討しておきたい。

【設例】

夫(X)が亡くなり、妻(Y)と子(A)で2,000万円(評価額)の自宅と預貯金3,000万円について遺産分割協議をする

法定相続分(妻と子が1/2ずつ)で分ける場合、(Y)が自宅2,000万円の所有権を相続すると、預貯金の取り分は500万円となり、(A)は、預貯金2,500万円を相続することになる。

改正後は、どうなるのだろうか。仮に居住権が1,000万円と評価され、居住権1,000万円を(Y)が相続し、所有権1,000万円を(A)が相続すると、現預金3,000万円は、(Y)と(A)で1/2(=1,500万円)ずつ相続することになる。なお、配偶者居住権の評価額については、配偶者の平均余命などを基に算出され、第三者に権利を主張するには、登記が必要となる。

実務上の重要な課題としては、残された配偶者(高齢の妻)の「当面の生活費をどのように確保するのか?」であった。配偶者の立場で言えば、家の「所有権」の有無よりも「その家に住み続けられるかどうか?」が重要である。そこで家の評価額を低く設定した「居住権」という新しい概念(権利)を作り出した訳である。

そのねらいは二つある。一つ目のねらいは、遺産分割によって、高齢の配偶者が「①住む場

表 6 配偶者居住権が認められた場合

相続財産			
自宅（評価額）	2,000万円	預貯金	3,000万円
現行の制度			
■妻の相続分（1/2）		■子の相続分（1/2）	
自宅の所有権	2,000万円	預貯金	2,500万円
預貯金	500万円		
改正後			
■妻の相続分（1/2）		■子の相続分（1/2）	
① 自宅の居住権	1,000万円	① 自宅の所有権	1,000万円
② 現預金	1,500万円	② 現預金	1,500万円

*筆者作成

所に困らないようにすること」である。二つ目のねらいは、老後の生活資金として、「②配偶者の手元に残すことのできる現金預金を増やすこと」である。

4.1.4 相続実務上の問題

相続実務においては、「居住権の評価（＝金額価値への換算）」をどうするのかという新たな課題が発生する。換算は、遺産分割当事者の協議（＝話し合い）で決定されることになるが、およその目安が必要になる。そこで、法務省は、目安として「簡易な計算方法」を公表している。それを見ると、基本的に、配偶者（＝妻）の「平均余命」がベースになっている。配偶者が若い場合には、その後の居住年数が長くなると予想できるため、居住権の金額は高くなる。例えば、配偶者が65歳であれば、家の価値のおよそ半分が居住権の価値となる。残された配偶者（妻）が自宅（古い家屋）を売却して、新しいマンションに住み替えたいということもあるだろう。その場合は、古家を解体して更地にして売却することになることが多いと考えられるが、実際に可能なのかという疑問がある。

実務上の問題としては、もう一つ「固定資産税の納付義務は所有権をもつ子たちに発生する」ということがある。子が親と一緒に住んでいなくとも、家の固定資産税を負担することになり、

少し抵抗を感じる者がいるかもしれない。また、家の所有権をもつということは、ランニングコストの負担もあり、家の修繕費やリフォームなどの費用も子が負担することになる訳である²⁾。

4.2 相続法改正と相続税法との関係

4.2.1 小規模宅地等の特例

相続法の改正と相続税制は、全く別の議論となるが、今後の配偶者居住権に関する税制の部分は、明らかになっていない。現行の制度においても、自宅の敷地が100坪以下の場合にその評価額が8割減額される「小規模宅地等の特例」があるが、これも配偶者保護などのために作られた税制である。相続税を払うために自宅を売ることがないように、自宅の敷地評価は低くするというものである。今回の配偶者居住権を活用した場合、小規模宅地等の特例との関係がどうなるかは、これから整備されることになる。

配偶者居住権は、配偶者の死亡により消滅するので、二次相続の際に相続税が課税されないと考えられるので、二次相続の節税に繋がるという意見もある。節税対策としては、従来どおり、小規模宅地等の特例の適用を受けて、自宅を相続することになると考えられる。

4.2.2 二次相続の問題

相続には、「一次相続」と呼ばれる両親（父

または母)のどちらかが先に亡くなった場合と、「二次相続」と呼ばれる残された一方の親が亡くなった場合の二つがある。

一次相続と二次相続の違いは、どこにあるのだろうか。二次相続は、一次相続と比較して、気を付けないといけないことがある。一次相続のように残された親である配偶者が生存しており、配偶者が財産を受け取った場合には相続税がかからないようなケースであっても、二次相続には軽減措置がないため相続税がかかることが多い。その理由は、二次相続では、配偶者に適用される相続税を軽減する控除や土地評価額の特例が適用されないからである。

それでは、一次相続と二次相続ではどのようなことが変わるのだろうか。

第一に、「①配偶者に適用される相続税を軽減する制度が適用されない」ということである。配偶者控除とは、配偶者が受け取る正味の財産は1億6,000万または法定相続分まで相続税がかからない制度である。この制度はあくまで配偶者が亡くなった際に使用できる制度であるため、二次相続では適用されない。

第二に、「②土地の評価額の特例が適用されない可能性がある」ということである。受け取った居住用宅地は、「小規模宅地の特例」と呼ばれる制度により、要件を満たせば330m²(=100坪)まで8割減での評価額となる。例えば、330m²の居住用宅地の評価額が2,000万円だった場合には、400万円(=2,000万円×20%)の評価額となるということである。これは配偶者が取得した際には子どもが取得する際に求められている細かな要件がないため、配偶者が優遇されている制度である。しかし、二次相続の際には子どもだけの相続となるため、小規模宅地の特例が適用できない可能性が出てくる。

第三に、「③相続人の数が減るため、相続税の課税額が上昇する」ということがある。一次

相続の際には、法定相続人として配偶者も含める訳であるが、二次相続に際には残された親が死亡することに伴い、法定相続人が1人減ることになる。そのため、基礎控除が600万円減少して、一次相続の時よりも相続税が多くなる可能性が出てくる³⁾。

4.2.3 相続のシミュレーション

1次相続(下記の例では夫の相続を例にしている)の時は、申告により「配偶者の税額軽減」の特例を使うことが可能である。よって、この特例を利用すれば一次相続時において、その分だけ相続税の納税額を軽減することができる。ただし、「配偶者の税額軽減」の特例を利用して配偶者が多額の遺産を相続すると、配偶者が亡くなった場合(=二次相続が発生した場合)の相続税が多額になってしまう可能性がある。

仮に一次相続で相続税が低く抑えられたとしても、二次相続で多額の相続税が発生してしまい、全体的にみるとより多くの相続税を納める結果になってしまうケースがある。こういったケースを避けるためにも、場合によっては配偶者が財産を相続しない方が良いということがある。最も代表的な例は、配偶者自身が多額の財産を所有している場合である。その場合には、二次相続を見据えて遺産分割を行うやり方が賢明な方法と言える。

以下、実際に簡単な設例によって考察していく。

【設例】

被相続人である夫(X)の財産2億円あった。法定相続人は、妻(Y)と子供(A)の2人だけである。妻(Y)の財産が1億円あったとする。一次相続だけでなく二次相続までを、下記のケースI・II・IIIの三つで、シミュレーションする。

【ケースI】夫(X)の財産を妻(Y)が100%相続した場合

まず、一次相続で、(X)の財産2億円が(Y)

に相続されて、(Y)は、相続税668万円(①)を納税することになる。勿論、この時点で子(A)は何も相続していないので、(A)に相続税は発生しない。(0円…②)

そして、二次相続で、(Y)の財産3億円(=1億円+2億円)を(A)が相続して、相続税を9,180万円(③)納税することになる。

全体でみると、相続税の総額は、9,848万円(=①668万円+②0円+③9,180万円)となる。

【ケースⅡ】夫(X)の財産を法定相続分通り、妻(Y)が50%、子(A)が50%の割合で相続した場合

この場合、まず一次相続で、夫の財産2億円が妻と子それぞれに1億円ずつ相続されて、相続税は(Y)が0円(④)、(A)が1,670万円(⑤)となる。

そして、二次相続で、(Y)の財産2億円(=1億円+1億円)を(A)が相続して、(A)は、相続税4,860万円(⑥)を納税することになる。全体でみると、相続税の総額は6,530万円(=④0円+⑤1,670万円+⑥4,860万円)となる。

【ケースⅢ】夫(X)の財産を子(A)が100%を相続した場合

この場合、まず一次相続で、(X)の財産2億円を(A)が相続して、(A)は、相続税3,340

万円(⑦)を納税する。勿論、(Y)は何も相続していないので、妻に相続税は発生しない。(0円…⑧)

そして、二次相続で、妻(Y)の財産1億円を(A)が相続して、(A)は、相続税を1,220万円(⑨)納税する。全体でみると、相続税の総額は、4,560万円(⑦3,340万円+⑧0円+⑨1,220万円)となる。

まとめ
所論(1)

表7に示すとおり配偶者(Y)が財産を相続する場合、上記ケースⅠからⅢのとおり、どれだけの額を相続するのかによって、納税額に多額の違いが生じることが分かった。これに加えて、妻(Y)が相続する財産はどのような財産を相続した方がよいかということも重要である。例えば、将来の価値が高くなる土地などの財産を一次相続時に妻(Y)が相続したとする。この場合には、一次相続において相対的に低い相続財産の評価額で相続税の計算が行われた後、二次相続において相対的に高い相続財産の評価額を計算の基礎とすることになる。結果的に、全体でみるとより多くの相続税を納税することになる訳である。そうしないためには、妻は預貯金や価値の上昇がない建物などを相続しておいた方が賢明であると言える。

表7 1次相続と2次相続のシミュレーション結果

ケース	ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ
一次相続の割合 (相続金額)	妻：100% (2億円)	妻：50% (1億円) 子：50% (1億円)	子：100% (2億円)
一次相続 (Y) 妻	668万円 ①	0円 ④	0円 ⑦
(A) 子	0円 ②	1,670万円 ⑤	3,340万円 ⑧
二次相続 (A) 子	9,180万円 ③	4,860万円 ⑥	1,220万円 ⑨
相続税の総額	9,848万円	6,530万円	4,560万円

*筆者作成

4.3 配偶者居住権（短期）の創設

ここでは、配偶者居住権（短期）の創設について考察する。

2. 配偶者が遺産分割の終了時まで無償で居住し続けることができる配偶者居住権（短期）（民法第1037条～第1041条）

配偶者短期居住権とは、被相続人の遺産であった建物を配偶者が相続することができないケースであっても、6か月間は一定の要件のもと、その配偶者が建物に居住し続けることができる権利のことである。成立要件は、配偶者が、被相続人の遺産たる「建物に相続開始の時ににおいて無償で居住していたこと」である。有償すなわち賃料が発生する居住権ないし居住している状態は契約に基づいて発生しているが、無償の居住という状態は明確な契約の合意などが無いため、これまでは被相続人の死亡後に建物所有権の相続人から退去を求められれば応じる必要があるとされていた。今回の改正により、遺産分割によって居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、被相続人の配偶者は、居住建物の所有権を相続によって取得した者に対して、居住建物について無償で使用する権利を主張することが可能となった。譲渡や第三者への転貸などは制限されるが、ひとまず居住権が保証されることとなった訳である⁴⁾。

4.4 「持ち戻し免除」の意思表示があったとする推定規定

ここでは、配偶者（妻）が土地や建物を被相続人（夫）から生前に贈与されたり、遺言で遺贈されたりした場合には、婚姻期間が20年以上のときは、その不動産を相続財産に含めなくてよいという規定について考察する。

3. 婚姻期間が20年以上の夫婦の一方が居住

用不動産を遺贈または贈与した場合には「持ち戻し免除」の意思表示があったとする推定規定（民法第903条第4項）

■第903条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

3 被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。

4 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思表示をしたものと推定する。

相続法改正の審議の過程においては、配偶者の法定相続分を二分の一から三分の二に引き上げることなどが検討されたが、パブリックコメントで反対意見が多かったため、その後の議論の結果、見送られている。その代わりに配偶者保護の観点から「持ち戻し免除の意思表示規定」の創設が検討され立法化されるに至った。

この「持ち戻し」とは、共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額

を加えたものを相続財産とみなし、相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とすることである（第903条第1項）。この持ち戻しについては、被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは適用されない（第903条第3項）。このことを「持ち戻しの免除の意思表示」と呼んでいる。

今回の改正で、婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたとき（あるいは配偶者居住権を遺贈により定めた時）については、この「持ち戻しの免除の意思表示」をしたものと推定するとの規定が新たに設けられた（第903条第4項）。これにより20年以上の長期間婚姻していた夫婦間において居住用不動産の遺贈等があった場合、持ち戻しが免除される結果、配偶者はその後の相続においてもこれまで以上の相続分を確保することが可能となった。

配偶者の権利が認められるもう一つの改正は、「婚姻期間が20年以上」であれば、夫婦間で「贈与された自宅」は、遺産分割の対象から除外する仕組みである。自宅は残された配偶者のものとなり、遺産分割の対象から外され、それ以外の遺産を相続人同士が法律に沿って分割することになる。これは、高齢の配偶者の安定した生活を支援することが目的である。

具体例で考えてみたい。相続人（X）が配偶者（Y）とその子ども（A）であり、残された遺産が1,000万円の預金、評価額（時価）1,000万円の建物と土地であった場合、事前に自宅を配偶者（Y）に贈与していたとする。この場合、相続財産の総額は、預金1,000万円と自宅1,000万円分を加えて2,000万円として計算することになり（持ち戻し）、（Y）と（A）のそれぞれの取得額は1,000万円ずつとなり、配偶者（Y）は既に（X）から土地と建物を贈与されている

ため、預金からの取り分はゼロということになり、（A）が1,000万円の預金を相続することになる。

そこで、今回の法改正により、婚姻して20年以上の夫婦につき、居住用不動産について贈与又は遺贈したときは、「持ち戻し免除の意思表示をしたものと推定する」こととされた。この例では、配偶者が取得した1,000万円の自宅は、持ち戻し免除となり、相続財産に加えなくてもよいため、預金1,000円だけが相続財産となる。その結果、（Y）と（A）は、それぞれ500万円ずつの預金を相続するということになる。

所論（2）

上記の内容に関連する税務上の問題について、考察しておきたい。長年連れ添った夫婦の間だけで使うことのできる贈与税の特例制度がある。その特例の名称は、「夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除」である。この特例は、「結婚してから20年経っている夫婦の間であれば、自宅として使っている不動産を、2,000万円分贈与しても贈与税を課税しない」という制度である。

夫が所有している不動産の持分を妻に2,000万円分贈与しても非課税であり、これから新しく自宅を購入するに際して2,000万円の預金を贈与する形でも非課税である。この制度を活用する人も多いようである。しかし、この特例は逆効果になることもあることを指摘しておきたい。なぜ、2,000万まで無税で贈与できる制度が、有効でないと考える理由は次の三つである。

第一の理由として、申告すれば「夫婦間の相続は1億6千万まで相続税が課税されない」という規定があるからである。これは、「配偶者の税額軽減」という特例の存在である。これは夫が亡くなり、その財産を妻が相続する場合や（妻が亡くなり、夫がその財産を相続する場合も）、最低でも1億6千万円まで無税で相続させることができる。それゆえに、節税のために、

2,000万の不動産等を生前に妻や夫にあえて贈与する必要はないということである。

第二の理由は、「小規模宅地等の評価減は、生前贈与では利用できない」ということである。小規模宅地等の評価減という制度は、「亡くなった人が自宅として使っていた土地は、配偶者か同居している親族が相続するならば、8割引の評価額でよい」という特例である。本来2,000万円で評価される自宅であっても、配偶者であれば2,000万円の2割に相当する400万の評価額で相続できる訳である。この特例は、あくまで相続の時にしか利用できないものであるため、2,000万円分の不動産を生前贈与しても、相続財産としては、400万円の評価額の財産しか減少しないということになる。

第三の理由は、「不動産取得税と登録免許税が高くなる」ということである。不動産取得税とは、不動産を取得した時にかかる税金である。不動産取得税は、土地や家屋を売買や贈与などで取得した場合に、一度だけかかる税金である。売買金額には関係がなく、たとえ無償の贈与であっても課税される⁵⁾。

4.5 遺産分割前の預貯金を仮払いする制度

4. 遺産分割前の預貯金について、一定額につき審判を経ずに仮払いする制度（民法第909条の2）

（遺産の分割前における預貯金債権の行使）

■第909条の2 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の三分の一に第九百条及び第九百一条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額（標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権

利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

これまででは、遺産分割の協議中は、故人の預金を含め金融資産は凍結されたままであり、相続人が引き出すことはできなかった。これが変更され一定限度額内であれば、金融機関から故人の預金を引き出すことができる「仮払い制度」が創設された。これにより葬儀費用の支払いや残された家族の生活費など、遺産分割が確定する前の段階で必要な諸経費に充当することができることになった。遺産分割協議は長引くこともあり、困惑していた人も多かったため、実情に配慮した改正と言える。ただし、引き出し額は、相続人1人当たり、法定相続分の3分の1に当たる金額であり、上限は法務省令で上限額（=150万円）が決まっている。

現行制度では、被相続人の配偶者などの生活費や葬儀費用の支払い、相続債務の弁済などの資金需要があるにもかかわらず、他の相続人の同意が得られない場合、被相続人の預貯金の払い戻しができないという不都合が生じる。そこで、遺産分割における公平性を図りつつ、これらの資金需要に対応できるように、相続された預貯金債権について、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度が創設された。この制度については、①家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策と、②家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払戻しを認める方策とに大別することができる。

4.5.1 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策

預貯金債権の仮分割の仮処分については、家事事件手続法の要件を緩和することとし、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申し立てがあった場合において、相続財産に属する債

務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を行使する必要があると認めるときは、他の共同相続人の利益を害しない限り、申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を仮に取得させることができることとされた。

4.5.2 家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払戻しを認める方策

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、口座ごとに以下の計算式で求められる額（ただし、同一の金融機関に対する権利行使は、法務省令で定める150万円を限度とする。）までについては、他の共同相続人の同意がなくても単独で払戻しをすることができることとされた。

《計算式》

$$\text{単独払戻し可能額} = (\text{相続開始時の預貯金債権の額}) \times 1/3 \times (\text{当該払戻しを求める共同相続人の法定相続分})$$

【設例】

夫である(X)が亡くなり、その遺産としてH銀行の普通預金3,600万円とG銀行の普通預金1,600万円があった。相続人は、(X)の妻(Y)と長女(A)・次女(B)・長男(C)の3人の子である。この時、(X)の妻(Y)は、子との遺産分割協議の前に、取り急ぎ、葬式費用と当面

の生活費のためにお金を払い戻したいと考えている。妻(Y)がH銀行とG銀行に対して単独で払戻しを請求できる金額は、いくらになるか。また、長男(C)は、墓地と墓石を購入するために、単独で払戻しを請求できる金額は、いくらであるか。

表8の計算式により算出される金額は、標準的な必要生計費、平均的な葬式の費用の額やその他の事情（高齢者世帯の貯蓄状況）を勘案して法務省令で上限額が定められている。因みに「法務省令で定める額」は、150万円となっている。したがって、(Y)も(C)も払戻しの限度額は150万円となる。葬儀費用の相場は、150万円であるため、妥当な金額設定だと考えられる。債務者ごと（＝金融機関ごと）に、いくらまで権利行使ができるか、という限度額が設けられている。限度額は、銀行の口座ごとではなく、金融機関ごとに限度額が設けられているので、注意が必要である。

所論 (3)

法律上は、上記のように払戻しが可能になった訳であるが、銀行実務の問題が残っていると考えられる。特別受益者がいるとか、特別寄与者がいることも想定できる。また、被相続人に多額の債務が残っていることも考えられる。金融機関が相続争いに巻き込まれるというリスク

表8 遺産分割協議前に単独で金融機関に預金の払戻し請求ができる金額の計算例

① 相続開始時の預金額：3,600万円	…… (X)がH銀行へ預けていた普通預金残高
〃 1,600万円	…… (X)がG銀行へ預けていた普通預金残高
② 被相続人：夫(X)	
③ 法定相続人：妻(Y)、長女(A)、次女(B)及び長男(C)の4人	
④ 妻(Y)の計算	
H銀行 3,600万円 × 1/3 × 1/2	(妻の法定相続分) = 600万円 ⇒ 150万円
G銀行 1,800万円 × 1/3 × 1/2	(妻の法定相続分) = 300万円 ⇒ 150万円
⑤ 長男(C)の計算	
H銀行 3,600万円 × 1/3 × 1/6	(長男の法定相続分) = 200万円 ⇒ 150万円
G銀行 1,800万円 × 1/3 × 1/6	(長男の法定相続分) = 100万円 ⇒ 100万円

*筆者作成

がある。銀行側は、「どのような場合でも遺産分割前の払戻し請求に応じなければならないのか?」という問題がある。銀行の「約款」で、一定期間は払い戻しをできないような契約（いわゆる定期預金など）を結んでいた場合には、契約者に対して、まだ払い戻しはできないという抗弁権を銀行側が持っていた訳である。相続によってその抗弁権が当然に失われるものではないため、銀行の約款の内容次第では、銀行が払い戻しを拒むことが認められると言える。つまり、金融実務において、銀行が払戻しに応じてくれるのかどうかは、不明なままであるということである。銀行によっては相続の争いに巻き込まれることを回避するために払い戻しに応じない運用もあり得るだろう。

4.6 自筆証書遺言の方式緩和

ここでは、自筆証書遺言の方式の緩和について考察する。

5. 自筆証書遺言の一部（財産目録）を自筆でなくてもよいとする方式緩和（民法第968条第2項）

（自筆証書遺言）

■第968条 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（第九百九十七条第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）に署名し、印を押さなければならない。

自筆証書遺言について、これまでは日付及び氏名を含め、その「全文」につき遺言者が自書することが必須要件となっていた。改正相続法では、遺言のうち財産目録の部分については自書することを要しないことになった訳である。ワープロで作成したもの、あるいは不動産の「登記簿全部事項証明書」などを別紙目録として添付し、その全てのページに署名・捺印することにより、これを有効な自筆証書遺言の一部（補完書類）として許容することとされている。これまでは、専門知識のない者が遺言を書くとき、しばしば記載内容や訂正方法などの不備より、法的な要件を満たさない恐れがあった。しかし、自書する際に最も難しかった「財産目録」をワープロで作成できるようになったことで、自筆証書遺言の作成面のハードルは非常に低くなったと言える。

さらに、当該法務局に保管された自筆証書遺言については、通常、公正証書で作成された遺言書以外のもの（自筆証書遺言・秘密証書遺言）に義務付けられている検認手続を要しないこととされた。これらの改正の結果、筆者は、これまでより自筆証書遺言を書く人が増えるものと予想している。なぜならば、自筆証書遺言の場合、遺言者の相続発生時に家庭裁判所に出向いて検認してもらうという手続きが必要となるということが理由で、自筆遺言が敬遠されていたからである。また、遺言書の検認という手続きそのものを知らない国民も多く存在するのではないかと考えられる。

所論（4）

自筆証書遺言を作成するには、「全文を自筆で書く」必要があったため、遺言を手書きすることは、一般の国民にとってはかなり時間がかかった。特に高齢者にとってはかなり困難な作業であったため、自筆証書遺言を書くことを躊躇する人が多かった。それが、今回の改正で、簡単に書き残すことができるように緩和された

訳である。その一つが、本文は自筆で書くことは変わらないが、「財産目録」などは、パソコンなどからの印刷物で済むことになった。これまでは、遺言はすべて自筆であることが要求され、財産目録もその対象であった。例えば、土地には地番を書かなければならない訳であるが、自分の所有する土地の地番を知らないため、番地を書けばよいと誤解している者もいて、遺言書が無効となるケースもあった。預金や株式などの財産は、遺言を作成した後で、金額は刻々と変化するため、何度も『遺言書』を作成し直す必要があった。財産目録をパソコンで管理していれば、金額等に変更があっても上書きして、随時印刷ができる。手書きの必要がなくなるので、財産目録の作成は非常に楽になったことは評価できる。

4.7 自筆証書遺言の保管制度の新設

ここでは、法務局における自筆証書遺言の保管制度の新設について考察する。

6. 自筆証書遺言を法務局において保管する制度
(法務局における遺言書の保管等に関する法律)

今回の改正で、自筆証書遺言の作成の緩和だけでなく、法務局で保管する制度も新設された。これまでは自筆の遺言は勝手に開封することができず、相続発生後に家庭裁判所で「検認」を受ける必要があった。ただし、遺言者が家族に内緒で信託銀行や弁護士に預けた場合は、遺言状自体が死後に発見されないということがあった。この保管制度を活用すれば、検印の手続きも不要になり、発見されないという恐れもなくなる。法務局では、保管を申請する際に、細かい内容のチェックをするため、効力の発揮できる自筆証書遺言の作成が、これまでより手軽にできるようになった訳である。

ここでは、法務局における遺言書の保管等に関する法律の概要を整理しておきたい。

4.7.1 法務局への遺言書の保管申請

第一に、「遺言書の保管の申請」については、どのようなものだろうか⁶⁾。

その前に、保管の申請の対象となるのは、民法第968条の自筆証書によってした遺言（自筆証書遺言）に係る遺言書のみとなっている（第1条）。また、遺言書は、封のされてない「法務省令で定める様式に従って作成されたもの」でなければならない（第4条第2項）。

遺言書の保管に関する事務は、法務局のうち「法務大臣の指定する法務局（遺言書保管所）」において、「遺言書保管官」として指定された法務事務官が取り扱う（第2条、第3条）ことになっている。

遺言書の保管の申請は、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所（＝法務局）の遺言書保管官に対してすることができる（第4条第3項）。遺言書の保管の申請は、遺言者が遺言書保管所に「自ら出頭して」行わなければならない。その際、遺言書保管官は、申請人が本人であるかどうかの確認をする（第4条第6項、第5条）。

4.7.2 法務局での遺言書保管と情報管理

第二に、遺言書保管官による「遺言書の保管」及び「情報の管理」は、誰がどのように行うことになるのだろうか。保管の申請がされた遺言書については、遺言書保管官が、遺言書保管所の施設内において「原本を保管する」とともに、その「画像情報等の遺言書に係る情報を管理する」こととなっている（第6条第1項、第7条第1項）。

4.7.3 遺言者による遺言書の閲覧と撤回

第三に、遺言者による「遺言書の閲覧」及び「保管の申請の撤回」は、どのようなものだろうか。遺言者は、保管されている遺言書につ

いて、その「閲覧を請求する」ことができる。また、遺言書の保管の申請を撤回することもできる（第6条、第8条）。保管の申請が撤回されると、遺言書保管官は、遺言者に「遺言書を返還する」とともに「遺言書に係る情報を消去する」（第8条第4項）。遺言者の生存中は、遺言者以外の者は、遺言書の閲覧等を行うことはできない。

4.7.4 相続発生後の保管有無の照会と証明書 書の請求

第四に、遺言書の保管の「有無の照会」及び「証明書の請求」等は、どうなるのだろうか。特定の死亡している者について、自己（請求者）が相続人、受遺者等となっている遺言書（関係遺言書）が遺言書保管所（＝法務局）に保管されているかどうかを証明した書面（遺言書保管事実証明書）の交付を請求することができる（第10条）。

遺言者の相続人、受遺者等は、遺言者の死亡後、遺言書の画像情報等を用いた証明書（遺言書情報証明書）の交付請求及び「遺言書原本の閲覧請求」をすることができる（第9条）。

遺言書保管官は、遺言書情報証明書を交付し又は相続人等に遺言書の閲覧をさせたときは、速やかに、当該遺言書を保管している旨を遺言者の相続人、受遺者及び遺言執行者に通知することになっている（第9条第5項）。遺言書保管所に保管されている遺言書については、遺言書の検認（民法第1004条第1項）の規定は、適用されない（第11条）。

所論（5）

法務局における自筆証書遺言の保管制度については、民法から独立した新法として「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が制定されている。筆者は、この自筆遺言証書の保管制度は、国民に広く周知させないと制度の利用者が多くならないと考えている。遺言証書の保管場所として、法務局が制度的に登場してくる

ということは、選択肢が増えるという意味では歓迎すべきことである。自筆遺言証書の最大のメリットは、「いつでも、何度でも書き換えられる」という点にある。遺言を書こうとする者が、一番に相談するのは、弁護士や司法書士などの法律家であろう。それゆえに、相談した法律家に保管してもらう方法が最も簡単である。この方法をとった場合、相続人によって家庭裁判所での検認手続きが必要となる煩わしさがあるとされている。因みに、検認手続きは、遺言書が書かれてから発見されるまでの間の保管状況と遺言者本人の書いたものであることを確認するためのものであり、実際には家庭裁判所での「検認」は、15分程度で終了するため、簡単な手続きであると言える。

4.8 遺留分減殺請求権の法的性質の変更

ここでは、遺留分減殺請求権の法的性質について考察する。

7. 遺留分減殺請求権の法的性質の変更（金 銭債権）（民法第1046条）

（遺留分侵害額の請求）

■第1046条 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

2 遺留分侵害額は、第千四十二条の規定による遺留分から第一号及び第二号に掲げる額を控除し、これに第三号に掲げる額を加算して算定する。

一 遺留分権利者が受けた遺贈又は第九百三条第一項に規定する贈与の価額

二 第九百条から第九百二条まで、第九百三条及び第九百四条の規定により算定し

た相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額
三 被相続人が相続開始の時において有した債務のうち、第八百九十九条の規定により遺留分権利者が承継する債務（次条第三項において「遺留分権利者承継債務」という。）の額

実際に遺言書が存在するケースでは、「被相続人の最終意思としての遺言書」が最大限に尊重され、遺留分に満たない財産しか相続できない相続人が出てくるという問題がある。この「遺留分」とは、どの相続人にも認められた「最低限の取り分」で、法定相続分の半分にあたる額である。例えば、子の1人が親と生前から対立していたため、親が「あの子には財産分与をしたくない」と考え、遺留分を大きく下回る財産しか受け取れない遺言状を作成したとする。遺言執行人が指定されている場合には、遺言書どおりの遺産分割となる。法定相続分よりも遺言書による指定が優先される訳である。この場合、遺留分を侵害するような分割であっても有効となる。遺言執行人が指定されていない場合でも、ほかの相続人から遺言どおりの配分に同意を迫られ、しばしば問題になっていた。「被相続人の最終意思を優先する」のか、「相続人間の公平性を確保するために法律（相続法）にそって遺留分を保障する」のかについて、これまではあまり明確ではなかった。換言すれば、財産処分の自由と相続人との平等が衝突する場面である。

相続人間での利害が対立して結論が出ないケースでは、実際に遺留分の履行を求める側が、家庭裁判所に持ち込み、調停や和解が成立しない限り、遺留分を獲得できなかった。今回の改正で、遺言書の中身がどうあれ、遺留分が金銭債権として認められたということである。

この遺留分に基づいた請求は、これまでは、

「遺留分減殺請求権」と呼ばれている権利（形成権）であった。これは、遺留分を侵害している贈与や遺贈など一つ一つに対して、その効力を侵害額の限度で失わせるものであるため、その効力の「減殺」という文言となっている。不動産の贈与などのモノについての贈与を遺留分減殺請求により効力を一部失わせた場合には、遺留分減殺請求者が、現物で返還を求められる権利を得ることを原則としていた。その一方で、贈与を受けた側が、物ではなく金銭で支払うこと（価額弁償）を選択した場合にのみ、金銭を請求できることとしていた。この点について、相続法改正では、遺留分減殺請求という名前を改め、「遺留分侵害額請求権」としている。これは、モノ自体の返還の権利を原則としていた遺留分減殺請求権を、カネ（金銭）での返還を求める権利としたことを意味する。すなわち、贈与や遺贈を受けた者は、固定資産などの現物を返還する必要がなくなったということである。その根拠は、被相続人の生前の財産処分の自由を優先するためである。

遺留分の算定方法についても、相続法改正により変わってくる。現行法では、遺留分の算定に入れる「贈与」について、相続人以外の第三者に対する贈与は、相続開始前の1年間にされた贈与に限られ、相続人に対する贈与については、1年間にされた贈与に加えて、「特別受益」に該当するものは無制限に遺留分の算定に入れることになっていた。しかし、相続人に対する贈与については、その期間に限定がないことが問題視され、「特別受益」に該当するものでも、相続開始前の10年以内にされたものに限って、算定に入れることになった。

また、相続法改正では、遺留分侵害額請求を受けた場合において、その受遺者又は受贈者が、遺留分権利者の相続債務を消滅させる行為（＝借金の返済）を行った場合には、その消滅した債務の額について、遺留分権利者に対する意思

表示を行うことで、遺留分侵害額債務のうち遺留分権利者の代わりに支払った相続債務分を消滅させることができるようになった。

所論 (6)

「①財産処分の自由 (=被相続人の最終意思の尊重)」と「②相続人間の平等」のどちらが優先されるのかという問題がある。この問題は、相続法の理念が衝突する場面と考えられる。相続については、自由と平等の調和が最も重要であると考えられる。その自由と平等が衝突したときには、①の財産処分の自由が優先されるということになっている。この遺留分という権利は、兄弟姉妹以外の相続人の権利であるが、配偶者や子、直系尊属などの遺留分をもつ権利者を保護するためのものではないことを指摘しておきたい。遺留分権利者を保護するのであれば、希望する固定資産や動産を戻してもらえという規定になる筈である。遺留分制度は、あくまでも①の被相続人の最終意思を尊重するという理念が前提であり、これと相続制度の存在意義との調和を図るためのものである。それゆえに、遺留分権利者は、自分の希望する土地や建物を受贈者や受遺者から戻してもらおうという物権的請求権ではなく、遺留分侵害額について金銭での返還を求める金銭債権であるというように、遺留分の法的性質についての解釈が変わった訳である。

4.9 相続人以外の者の特別寄与料制度の創設

■第1050条 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族(相続人、相続の放棄をした者及び第八百九十一条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。)は、相続の開始後、相続人に対し、

特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(以下この条において「特別寄与料」という。)の支払を請求することができる。

2 前項の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から六箇月を経過したとき、又は相続開始の時から一年を経過したときは、この限りでない。

3 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。

4 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。

5 相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第九百条から第九百二条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。

例えば、高齢で介護が必要となった親と同居していた「長男の妻」がその世話で長年苦勞したとしても(夫の取り分としては評価されるが)、相続人ではないため彼女自身の貢献度は評価されることはなかった。今回の改正により、長男の妻には相続権はないが、「特別寄与料」という制度が創設され保護されることになった。長男の妻は、相続が発生した時点で、介護の貢献度に応じて相続人に対し請求することができる訳である。法律上の相続権がない人でも、特別寄与料の請求が法的に認められることになった。ただし、親族以外の第三者が介護に協力したとしても、この特別寄与料は認められないことに注意する必要がある。また、特別寄与料の請求先は、義理の兄弟姉妹になるため、現実的

にはかなりハードルが高い。

これまでも、相続人の間では、「寄与分」が主張できるという制度は存在していた。例えば、長女が最後まで被相続人の介護をしたので、その分を評価して、多く相続したいという主張である。ただし、実際に寄与分が認められるには、法定相続人でなければ主張できなかった。また、子が親の介護をするのは当然のことだという認識があるため非常にハードルが高いのが実情であった。例えば、亡くなった長男の妻が長年介護していた、というケースもある。長男の妻には相続権はない。しかし、これからの超高齢社会ではこのようなケースは増える筈である。これを放置することは、公平さや被相続人の通常の意味からも妥当とは言えないということで、法定相続人以外でも、「特別寄与料」として金銭を請求できるようになった訳である。

所論 (7)

特別寄与者が、実際にいくら請求できるのかは今後の課題である。現実の問題として、長男の妻が被相続人を介護していたとしても、それが特別に寄与と認められるのかが最も難しい。なぜならば、「嫁であれば当然の務めである」という考えがあるからである。仮に特別の寄与が認められたとしても、その介護に値する嫁の「労働の対価」をいくりに設定するのか、時間は何時間になるのかなど、細かな計算が必要にある。このような権利ができたことで、今後は遺産分割を考える場合、「特別寄与者」のことも考慮した上で、遺産分割するというようになってくる筈である。筆者が指摘しておきたいことは、法定相続人の中での寄与分も認められ易くなって来る筈である。筆者は、兄弟姉妹の間で、特別の寄与が認められ易くなったことは、効果が大きいと考えている。

特別寄与料の計算については、家庭裁判所が提示している算式が参考になる。因みに、家庭裁判所での寄与分の算定は、1日当たり8,000

円程度を目安に介護した期間を掛けて算定している。ただし相続財産の多寡により、特別寄与料も変動することが予想される。実際の額は200~500万円程度がおよその目安となると考えられる。相続財産が少ない場合は、現実には100万円以下となることもあり、家庭裁判所の基準に沿った受取額になるのは難しいケースも出てくるのが予想される。

5. おわりに

今回の相続法制の改正は、1980(昭和55)年以來の約40年ぶりの大きな見直しであり、内容が多岐にわたっている。見直しの背景には、「高齢化社会の進展」によって、いわゆる「老老相続」と言われる相続形態が増加しているという現状がある。親が80歳から90歳代であれば、子は既に60歳代になっている。高齢になれば、身体が思うようにならず、痴呆症になったりして介護老人施設へ入居するというケースも多い。特に、残された高齢配偶者への配慮として、その生活をどのように維持安定させるのが問題になっていたことも事実である。

しかし、今回の相続法改正の背景や動機には、人生100年時代と言われるように高齢化の進展等の社会情勢の変化という説明だけでは理解できない。筆者は、相続法の改正は、本来、法律を体系的にとらえて一定の哲学と思想・理念を基盤として、改正方針(方向性)を明確にした上で検討されるべきものと考えている。言うまでもなく、相続法の理念は、「被相続人の最終意思(財産処分の自由)の尊重」と「共同相続人間の(実質的な)公平」という二つである。筆者は、今回「生存配偶者の保護」という三つ目の理念が登場したと考えている。しかし、今回の相続法の改正は、これまで図らずも繰り越されてきた「配偶者の保護」という課題を解決していきたいとする願望があった。これはフランス法を手本として、配偶者居住権を創設する

ことで解決を図ったものと言える。同時に、現実に発生している預貯金の払戻しなどの諸問題を解決したいという金融機関などからの要望をリストアップして改正したものと言わざるを得ない。端的に述べるならば、懸案になっていた項目や気付いた項目を相続法の哲学や思想とは関係なく、改正したものと言えるであろう。

注

- 1) 妻と子が相続人となるケースでは、民法で定められた法定相続分に従うと、遺産は配偶者に2分の1、残り2分の1が子供たちの人数によって配分される。しかし、現行制度下では、法定相続分通りに遺産分割しようとする、妻が自宅を処分せざるを得なくなるケースがあった。夫を失ったばかりの高齢の妻が、長年住み慣れた家からの引越を余儀なくされるのは、肉体的にも精神的にも大きな負担である。このような事態を避けるため、今回の法改正で「配偶者居住権」が認められるようになった訳である。
- 2) 親の権利を拡大した結果として、子の権利が縮小したということである。相続によって子が実家の所有権を獲得しても、家を自由に売却することはできない。配偶者居住権は登記され、子どもが所有権を第三者に売却、譲渡などしても消失しないという非常に強い権利である。換言すれば「配偶者居住権は、消失する恐れのない強い権利」ということである。別の場所に引越しても、老人ホームに入居しても居住権はなくなることはない。この場合、子が不動産を売却したり賃貸したりできないという問題が発生するが、居住権を放棄することは可能になっている。
- 3) 二次相続に備えての対策

表 二次相続に備えた対策

① 配偶者が相続する財産の金額を減らしておく
② 一次相続の際に取得した財産を換金性の高いものに変えておく
③ 相次相続控除を利用する
④ 生命保険を利用する
⑤ 生前贈与を利用する

*筆者作成

二次相続に備えての対策として、どのようなことが考えられるのだろうか。

- (1) 一つ目の方法として、一次相続の時点で「①配偶者が相続する財産の金額を減らしておく」ことである。その分、子どもに多く財産を取得させるという方法である。これにより、子

どもにとっては一次相続及び二次相続の総額では相続税の金額を減少させることができる。

- (2) 二つ目の方法として、取得する財産の種類を工夫するという対策がある。「②一次相続の際に取得した財産を換金性の高いもの（現金や預金など）に変えておく」ことで、その後に二次相続の際の納税資金を確保することができる。不動産を所有し、その家賃収入がある場合など、これを一次相続で配偶者が相続した場合、二次相続において子どもが払う相続税が増加する可能性がある。それは、一次相続後に、配偶者の財産が増加する結果である。そこで、事前に一次相続の際に子どもへ相続させておくことで、二次相続における相続税の増加要因をなくし、相続税の金額を減少させることができる。
- (3) 三つ目の方法として、「③相次相続控除を利用する」ことも対策の一つである。相次相続というのは、一次相続が起こった際に財産を取得した人（配偶者及びその子ども等）が相続税を支払い、その後、10年以内に二次相続が開始された場合に、二次相続によって財産を取得することである。そして、相次相続控除とは、二次相続の際に一次相続で支払った相続税のうち、一定の金額を二次相続の際に支払う相続税額から控除するという制度である。
- (4) 四つ目の方法として、「④生命保険を利用する」ことが選択肢になる。一次相続をした結果として、配偶者に多額の現金が入る場合がある。その後に配偶者の方が一次相続の際に入った生命保険金を利用し、生命保険に加入することで二次相続の際に保険金が入ると納税資金となる。生命保険金は「500万円×法定相続人」の金額だけ非課税となるため、後の相続税の支払いに対する資金の確保及び相続財産を減らす効果が期待できるため有用である。
- (5) 五つ目の方法として、「⑤生前贈与を利用する」ことも考えられる。これは、一次相続が始まる前の段階から、配偶者や子どもへ生前贈与を行っていくという方法である。これは、二次相続の際に相続対象の財産となりそうな預金などを事前に贈与することにより、贈与税を払う際に、年110万円の基礎控除を適用することが可能となる。

- 4) 最高裁の判例では、配偶者が、相続の開始時点で、亡くなられた方の建物に無償で住んでいた場合には、亡くなられた方との間で使用貸借契約が成立していたと推認され、配偶者には、住んでいる建物を無償で使用する権利が認められている。この結果、配偶者は、他の相続人に対しても無償で建物を使用する権利を主張することができ、相続人との関係では、原則として建物から退去することを求められるということにはなかった。しかし、亡くなられた方が、何らかの形で、配偶者が無償で建物を使用し続けることを認めていなかった場合や、第三者に建物が遺贈された場合には、配偶者は、直ちに建物から退去しなければならなかった。

5) 不動産取得税の税率は、固定資産税評価額の1.5% (土地) 又は3% (家屋) と固定されており、たとえゼロ円で贈与されたとしても固定資産税評価額に対して不動産取得税がかかる。固定資産税評価額に、土地は1.5%、家屋は3%の税率を乗じて計算する。仮に評価額2,000万円の土地を贈与した場合には、30万円 (=2,000万×1.5%) である。評価額が2,000万円の家屋の場合は60万円の税金がかかることになる。もう一つの税金が「登録免許税」である。登録免許税の税率は2.0%であるため、40万円 (=2,000万×2.0%) である。贈与税は課税されないけれども、不動産取得税と登録免許税は課税されるということである。そして、贈与ではなく、相続で不動産を引き継ぐときは、不動産取得税は非課税であり、登録免許税は、僅か0.4%となっていることにも注意する必要がある。贈与の時は、不動産取得税が1.5% (又は3%)、登録免許税が2.0%、課税されるが、相続の時はこれらの税金が非常に優遇されているということである。それに加えて、不動産を贈与するときには名義変更が必要となる。この手続きを司法書士に依頼すると、5万~10万円程度の手数料が発生し、税理士に贈与税の申告を依頼すれば、10万~15万程度の手数料が発生することになる。税金と手数料の全ての諸費用を合算すると、100万円前後必要になる訳である。勿論、司法書士と税理士に対する報酬は相続の時にもかかる。

6) これまで、自筆で遺言証書を書いた人は、どのように保管していたのだろうか。自宅の金庫などで保管するということがあった。また、自筆遺言書は相続人のうちの (信頼できる) 1人に預けるということもあった。しかし、遺言を預けられた相続人が内容を見て (自分が有利になるように) 書き換えたり、遺言書そのものを隠したりする恐れもあった。逆に遺言の内容がその相続人に有利になっていれば、他の相続人からその預かっていた人が疑われて相続争いが発生する恐れもある。預かっていた人が遺言者よりも先に死亡するというケースも考えられる。

そのような問題を回避する方法として、相続にもともと利害関係が無い知人や遺言作成を相談した専門家 (弁護士や司法書士など) に預ける方法がある。遺言を預かった人にはそれを保管する責任があり、いざ遺言を使う必要が生じた場合はその預かった人が検認手続という家庭裁判所の手続きを行う必要がある。遺言を専門としている法律の専門家に遺言内容を相談したついでに預けることもあった。第三の方法として、銀行の貸金庫や信託会社の遺言信託サービスを利用する方法がある。銀行に金庫を貸してもらい、そこに遺言書を保管する方法である。また、信託銀行には遺言信託というサービスを行っており、その内容に遺言書を保管してくれるサービスもある。遺言信託というのは、遺言を書くときに遺言執行者として信託銀行を指定しておき、いざ相続が生じたときには遺言執行者として指定してある信託銀行が遺言に記載されている通りに財産の分割に関する手続きな

どを行うというサービスのことである。

参 考 文 献

- 五十嵐清 (1976) 『比較民法学の諸問題』一粒社
 石 弘光 (1994) 『税金の論理』講談社
 石 弘光 (2009) 『現代税制改革史 終戦からバブル崩壊まで』東洋経済新報社
 石村耕治 (2010) 『税金のすべてがわかる現代税法入門塾 [第5版]』清文社
 市川 深 (1997) 『相続税贈与税判例コンメンタール [改訂版]』税務経理協会
 伊藤昌司 (2002) 『相続法』有斐閣
 犬伏由子他 (2016) 『親族・相続法 [第2版]』弘文堂
 岩下忠吾 (2014) 『総説相続税・贈与税 第4版』財経詳報社
 内田 貴 (2011) 『民法IV [補訂版] 親族・相続』東京大学出版会
 右山昌一郎他 (1998) 『相続法と相続税法』ぎょうせい
 エマニュエル・トッド, 荻野文隆訳 (2017) 『世界の多様性』藤原書店
 遠藤 浩 (1980) 『相続の根拠』谷口知平他編『現代家族法大系4 相続I 相続の基礎』有斐閣, pp. 1-14.
 大島俊之 (2000) 『民法II [債権・親族・相続] (全訂版)』東京法経学院出版
 近江幸治 (2015) 『民法講義IV 親族法・相続法 (第2版)』成文堂
 大村敦志 (2017) 『新基本民法8 相続編』有斐閣
 大村敦志 (2015) 『民法読解 親族編』有斐閣
 大村敦志 (2014) 『新基本民法7 家族編』有斐閣
 小田島良磨 (2015) 『相続開始後の事情への課税上の対応』『慶應法学 No. 33』pp. 97-133.
 梶村太市他 (2013) 『家族法実務講座』有斐閣
 梶村太市・貴島慶四郎 (2016) 『遺産分割のための相続分算定方法』青林書院
 風間鶴寿 (1982) 『相続法論序説』法律文化社
 風岡範哉 (2016) 『税務調査でそこが問われる相続税・贈与税における名義預金・名義株の税務判断』清文社
 金子 宏 (2015) 『租税法 [第20版]』弘文堂
 加藤一郎 (1997) 『民法における理論と利益衡量』有斐閣
 川井 健 (良永和隆補訂) (2015) 『民法概論5 親族・相続』有斐閣
 菊谷正人他 (2016) 『租税法入門』同文館出版
 木谷 忍 (19997) 『社会的決定における公平性とその理論的考察』『農業経済研究報告』29巻, pp. 1-12.
 北野弘久, 黒川 功補訂 (2016) 『税法学原論 [第7版]』勁草書房
 北村 厚編 (2018) 『平成30年度財産評価基本通達逐条解説』大蔵財務協会
 久貴忠彦編 (2011) 『遺言と遺留分 第2巻遺留分』

- 日本評論社
 窪田充見 (2017) 『家族法 民法を学ぶ 第3版』有斐閣
- 久米和夫・後藤次郎 (2012) 「相続税の課税根拠と課税方式」『四国学院紀要 (A) 37』pp. 119-126.
- 小池正明 (201) 『民法・税法による遺産分割の手続と相続税実務』税務研究会出版局
- 小林 晃 (1998) 『現代租税論の再検討』税務経理協会
- 桜井四郎 (1996) 『相続と相続税法』財経詳報社
- 佐伯草一 (2018) 『図解 相続税法超入門 平成30年度改正』税務経理協会
- 佐々木暉 (2017) 「現代社会における相続の意義と役割に関する批判的論考」『社会科学研究 68 (2)』東京大学, pp. 25-46. 東京大学社会科学研究所
- 佐藤義彦他 (2012) 『民法V—親族・相続』有斐閣
- 潮見佳男 (2018) 『詳解相続法』弘文堂
- 清水敬次 (2014) 『税法 [新装版]』ミネルヴァ書房
- 鈴木善雄 (2016) 『平成28年版相続税・贈与税 土地評価の実務』大蔵財務協会
- 高橋一夫 (2017) 『平成29年版 図解相続税・贈与税』大蔵財務協会
- 武井正臣 (1980) 「民法の共同相続規定と相続の現実」谷口知平他編『現代家族法体系4 相続I 相続の基礎』有斐閣, pp. 15-34.
- 武田秀和 (2016) 『土地評価実務ガイド』税務経理協会
- 田中章介・田中 将 (2014) 『相続と相続税・贈与税事例選集』清文社
- 谷口知平 (1991) 『家族法の研究 (下) 相続法』信山社出版
- 床谷文雄・犬伏由子編 (2010) 『現代相続法』有斐閣
- 床谷文雄他 (2018) 『新プリメール民法5 家族法』法律文化社
- 中川 淳 (1985) 『相続法逐条解説 (上巻)』日本加除出版
- 中山実郎 (2017) 「自筆証書遺言の方式に関する近時の最高裁判決」大阪国際大学『国際研究論叢31 (2)』pp. 131-149.
- 西山由美他 (2011) 『はじめての租税法』成文堂
- 日本税理士会連合会編 (2016) 『相続税法規通達集』中央経済社
- 日本弁護士連合会編 (2018) 『Q&A 改正相続法のポイント』新日本法規出版
- 橋本恭之・鈴木善充 (2012) 『租税政策論』清文社
- 橋本守次 (2015) 『ゼミナール相続税法』大蔵財務協会
- 羽田野了策 (2015) 『基礎からわかる相続税の実務』中央経済社
- 平井亮輔編 (2014) 『正義—現代社会の公共哲学を求めて』嵯峨野書院
- 平田 厚 (2015) 『新しい相続法税の行方』金融財政事情研究会
- 藤田良一 (1991) 『相続税贈与税 財産評価の実務』中央経済社
- 前田陽一他 (2017) 『民法IV 親族・相続』有斐閣
- 増田英敏・林 仲宣編 (2011) 『はじめての租税法』成文堂
- 増田英敏 (2014) 『リーガルマインド租税法 [第4版]』成文堂
- 松川正毅・窪田充見編 (2016) (別冊法学セミナー no. 245) 『新基本法コンメンタール 相続 民法第882条～第1044条』日本評論社
- 松沢 智 (1993) 『租税実体法の解釈と適用』中央経済社
- 松嶋隆弘編 (2018) 『法務と税務のプロのための改正相続法徹底ガイド』ぎょうせい
- 松野民雄 (2016) 『民法概論 四訂版』嵯峨野書院
- 松原正明 (1994) 『判例先例相続法I—遺産分割』日本加除出版
- 三木義一他 (2006) 『〔租税〕判例分析ファイルⅢ 相続税・消費税編』税務経理協会
- 水野忠恒編 (2016) 『テキストブック租税法』中央経済社
- 水野忠恒 (2015) 『大系租税法』中央経済社
- 水野紀子編 (2016) 『相続法の立法的課題』有斐閣
- 宮原弘之 (2014) 『Q&A 民法と相続法の接点』大蔵財務協会
- 本山 敦・伊川正樹 (2017) 『新実務家のための税務相談 民法編』有斐閣
- 餅川正雄 (2017a) 「日本における相続税の課税方式に関する研究」『広島経済大学研究論集』第40巻第2号, pp. 63-85.
- 餅川正雄 (2017b) 「日本の相続法における土地の評価に関する研究」『広島経済大学研究論集』第40巻第3号, pp. 107-129.
- 餅川正雄 (2018a) 「日本の相続税法における代襲相続に関する研究」『広島経済大学研究論集』第40巻第4号, pp. 23-45.
- 餅川正雄 (2018b) 「日本の相続法における遺留分制度に関する研究」『広島経済大学研究論集』第41巻第1号, pp. 23-46.
- 餅川正雄 (2018c) 「日本の相続法における遺産分割当事者に関する研究」『広島経済大学研究論集』第41巻第2号, pp. 29-54.
- 森島義博 (2015) 『不動産評価入門 (第2版)』東洋経済新報社
- 森山和夫他 (2017) 『社会学入門』ミネルヴァ書房
- 山内ススム (2014) 『相続税法要説 [四訂版]』税務経理協会
- 柳 勝司編 (2016) 『家族法 [第3版]』嵯峨野書院
- ローレンス・M・フリードマン, 紺野包子訳 (2016) 『信託と相続の社会史』日本評論社
- 我妻 榮 (1970) 『民法研究I 私法一般』有斐閣
- 我妻 榮 (2001) 『民法研究VII—2』有斐閣
- 我妻 榮他 (2013) 『民法3 親族法・相続法第三版』勁草書房